

千代田区立スポーツセンター及び千代田区立九段生涯学習館

指定管理者候補者選定方法について

(令和3年4月16日決定)

1. 第1次審査

(1) 欠格事項の確認

募集要項に定める「応募資格」のうち、欠格事項の該当の有無については、事務局で確認する。

欠格事項に該当する団体は、「応募資格無し」としてこの時点で除外するものとし、選定委員会へその旨報告する。

(2) 選定委員会における第1次審査（書類審査）

ア. 欠格事項に該当しない団体は、選定委員会において書類による第1次審査を行う。

イ. 審査基準項目及び配点は、選定基準のとおりとする。

ウ. 各選定委員の評価表を合計し、高い点数の団体から順に第2次審査選考対象団体として上位3団体を選定する。

エ. 以下に該当する場合は、候補者として選定することができない。

⑦ 得点が配点合計の6割に満たない場合

⑧ 選定委員のいずれかが1点の評価をした項目が1つ以上ある場合

2. 第2次審査

(1) 業務遂行について各事業者の考え方等を提出書類に基づき面接（ヒヤリング）の方法で聴取し、評価する。この場合、説明の上手下手ではなく、現実性、論理性や誠実さ等を含めて評価する。

(2) ヒヤリング結果及び書類審査を総合的に勘案し、評価表に基づく評価を行う。

なお、第1次審査の評価点数は持ち越さず、あらためて第2次審査のみで評価を行うものとする。

(3) 経営状態の良否、収支予算書の適否等については、税理士に業務を依頼し、その結果を参考に評価する。

(4) 各選定委員の評価表を合計し、高い点数を獲得した団体を指定管理者候補として選定する。

(5) 以下に該当する場合は、候補者として選定することができない。

ア. 得点が配点合計の6割に満たない場合

イ. 選定委員のいずれかが1点の評価をした項目が1つ以上ある場合

【配点の考え方：一次二次共通】

1. 評価は絶対評価とする。

2. 配点基準は以下のとおりとする。

1点	2点	3点	4点	5点
劣る	やや劣る	普通	やや優れている	特に優れている